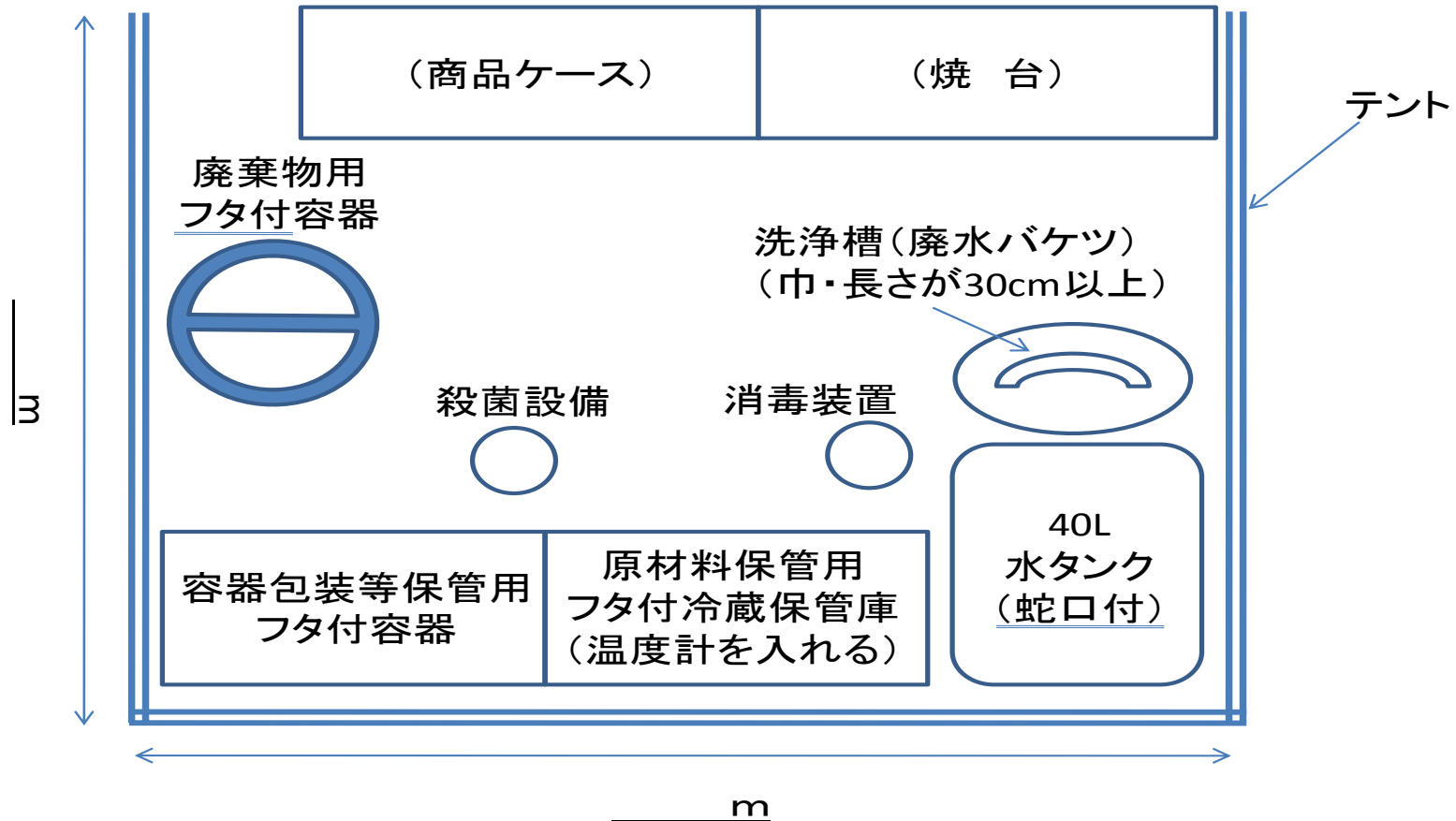


## 露店営業の施設基準(例)



- 1 露店における提供食品は、酒類、かき氷、焼とり、フライの類、たこ焼き、お好み焼き、焼きそば、中華そば類等とするが、きんつば、たい焼、今川焼、クレープ等の菓子製造業類似行為も含むものとする。
- 2 かき氷に使用する氷は、冰雪製造業において製造された氷を使用すること。
- 3 ベっこう焼、かるめ焼、あめ細工、わた菓子、焼いも、炒り豆、爆弾あられ、ポップコーン、ゆで栗、甘栗、甘酒等極めて単純な加工販売は、営業許可を必要としないものである。
- 4 生食用食品は提供してはならない。「生食用食品」とは、生食用鮮魚介類、寿司、食肉の刺身やタタキ等とするが、氷菓子（アイスクリーム、ソフトクリーム、アイスキャンデー、シャーベット等）を製造し、かつ、販売する（単なる販売のみの場合を除く。）ことは、認めないものとする。